

公益社団法人静岡県理学療法士会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県理学療法士会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、静岡県内に勤務または居住する理学療法士の学術技能の向上に努めるとともに、人的資質の向上を図り、以って地域社会における保健、医療及び福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の健康と福祉の増進ならびに障害と疾病の予防に資する事業
 - (2) 理学療法における学術ならびに科学技術の振興に資する事業
 - (3) 教育機関に協力し、健康ならびに教育の向上に資する事業
 - (4) 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業
 - (5) 理学療法士の社会的地位の向上と会員の福祉に関する事業
 - (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、静岡県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は前条の事業に賛同する個人または法人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 静岡県内に勤務または居住し、理学療法士の免許を有する者で、この法人の目的に賛同した者
- (2) 名誉会員 この法人に功労があり、総会において承認を受けた個人または団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 前項に定める既納付の会費については、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 3 賛助会員の会費は、別に定める。
- 4 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第9条 会員は任意にいつでも退会することができる。ただし、1箇月以上前に、この法人に対して退会の予告をするものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 第9条の場合のほか、次の事由によって会員はその資格を喪失する。

- (1) 第6条に規定する資格を失ったとき
- (2) 総会員の同意があったとき
- (3) 当該会員が死亡し、団体においては解散したとき
- (4) 第8条の支払い義務を当該年度内に履行しなかったとき

(除名)

第11条 会員がこの法人の名誉を毀損もしくは目的に反するような行為をしたとき、または会員としての義務に違反したときは、総会の決議により除名することができる。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員総会とする。

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年1回、事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(権限)

第14条 総会は、この法令・定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書ならびに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて会長が招集する。

- 2 総会を招集するためには、総会の日から2週間以上前に、正会員に対し総会の目的たる事項及びその内容ならびに日時、場所、その他法令で定める事項を文書で通知しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に対して総会招集の請求をすることができる。
- 4 前項による請求があったときには、会長は請求があった日から6週間以内の日を開催日とする総会招集通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出

しなければならない。

(決議)

- 第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(会員への通知)

第 19 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、議決権を有する全会員に通知する。

(議事録)

- 第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長、会長及び正会員から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員配置)

- 第 21 条 この法人に次の役員を置く。
- | | |
|--------|------------|
| (1) 理事 | 13名以上16名以内 |
| (2) 監事 | 2名以上3名以内 |
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事ならびに常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員選定)

- 第 22 条 役員は総会の決議をもって選任する。
- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事（以下、業務執行理事という）は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(役員の仕事及び権限)

第23条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、この法人を代表し業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議による業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、理事会の決議による業務を分担執行する。
- 5 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に関する職務を行う。
 - (1) この法人の財産状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況または業務の執行について不正な事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要のあるときは、理事会または総会を招集すること

(役員の仕事)

第24条 理事の仕事は選任後2年以内、監事の仕事は選任後4年以内の最終事業年度に関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の仕事は、前任者の仕事の満了するときまでとする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の仕事は、前任者の仕事の満了するときまでとする。
- 4 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を遂行する。

(役員の仕事)

第25条 理事及び監事は、正当な理由があるときは、総会の決議によって解任することができる。この場合、その理事及び監事に対し、決議をする前に弁明の機会を与える。

(役員の仕事)

第26条 会長、副会長及び業務執行理事、理事及び監事の仕事は、それぞれ総会の決議をもって定める。

- 2 会長、副会長及び業務執行理事、理事及び監事に対する役員報酬は、別に定める役員報酬規程の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(顧問・相談役)

第27条 この法人に、若干名の顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会において選任し、任期は役員に準ずる。ただし、再任を妨げない。
 - (1) 顧問は、有職者等会員以外から選ぶものとし、理事会の求めに応じてこの法人の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べることができる。
 - (2) 相談役は、正会員の中から選ぶこととし、会長の諮問に応え、この法人の運営に協力する。
- 3 顧問及び相談役の取扱いについて必要な事項は、理事会において別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 会長の選定及び解職
 - (4) 副会長の選定及び解職
 - (5) 業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、あらかじめ理事会決議で定められた順番で副会長が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長および副会長ならびに出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 基金

(基金)

第 33 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するときまで返還しない。
- 3 基金の返還手続きは、法人法第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法、その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 8 章 財産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(財産の管理・運用)

第 35 条 この法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、全会員に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出する。提出された書類の第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については定時総会で承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、

定款については主たる事務所及び従たる事務所に、名簿は主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会長、副会長及び業務執行理事、理事及び監事の名簿
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事、理事及び監事の報酬等支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の概要とこれらに関する重要なものを記載した書類

(借入金及び重要な財産の処分または譲受け)

第 38 条 この法人が多額の借財、重要な財産の処分・譲受けを行う場合は、事前に総会への概略報告を行い、その後、結果報告をしなければならない。

(会計原則)

第 39 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散の事由)

第 41 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 42 条 この法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て公益目的取得財産の残額に相当する額の財産を、当該公益認定取り消しの日または当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人、または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人、または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故、その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 この法人の最初の会長は和泉謙二とする。
- 3 この定款に規定のない事項は、法人法その他の法令によるものとし、法令・定款にない部分については、別途総会で規定するところによるものとする。
- 4 本定款は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 本定款は、令和3年4月1日より、一部改訂により施行する。